

非常変災時の学校の対応について

1 登校前に、豊橋市に警報が発表された場合

- (1) 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合
 - ① 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行う。
 - ② 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は授業を行わない。
- (2) 「大雨警報」や「洪水警報」、「大雪警報」が発表された場合
 - ① 原則として、平常どおり授業を行う。
 - ② 状況によって、登校が危険と判断される場合には、学校メールで連絡をする。
- (3) 「特別警報」(「大雨」「暴風」「波浪」「高潮」「暴風雪」「大雪」等)が発表された場合
 - ① 登校しない。
 - ② 特別警報解除後も、学校メール、学校ホームページなどで登校の連絡があるまでは登校しない。

2 登校後に、豊橋市に警報が発表された場合

- (1) 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合
 - ① そのときの気象状況等から安全に帰宅することができると判断されるときには、授業を中止し下校する。
 - ② 通学路が危険と認められるときや帰宅が困難と認められるときは、学校で待機する。
- (2) 「大雨警報」や「洪水警報」、「大雪警報」が発表された場合
 - ① 気象情報、通学路の状況等を判断して、授業の継続または中止を決定する。
 - ② 通学路が危険と認められるときや帰宅が困難と認められるときは、学校で待機する。
- (3) 「特別警報」(「大雨」「暴風」「波浪」「高潮」「暴風雪」「大雪」等)が発表された場合
 - ① 即刻授業を中止し、災害の状況及び気象、通学路等の状況情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応(学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等)を迅速に行う。
 - ② 生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況および気象、通学路等の状況情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校しない。

3 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

キーワード	情報発表条件	学校の対応
調査中	■観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合・調査を継続している場合	・今後発表される情報に留意しつつ、後発地震に備えた防災対応を実施する。 (校外学習) ・必要な情報を収集するとともに、直ちに校外学習を中止し、巨大地震の発生に備えた対応を行う。海岸付近や崖の近くで活動している場合は、直ちにその場から離れる。
巨大地震警戒	■南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合	・後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常通り継続する。 (校外学習) ・巨大地震の発生が迫っている緊急事態であることを認識し、巨大地震に備えて生徒を保護する対応を行う。特に、沿岸部などの事前避難対象地域には絶対に近づかないように指導を徹底する。また、崖の近くなど土砂災害が発生しやすい場所には、近づかないように指導する。その後、安全な場所に移動し、身を守る行動を継続するとともに、帰校に向けて必要な情報の収集に努める。
巨大地震注意	■南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した評価した場合 ■プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合 等	・安全に帰校することができると責任者が判断した場合は、帰校を開始する。
調査終了	■巨大地震警戒・巨大地震注意のいずれにも当てはまらない場合	・平常通りの教育活動を継続する

4 緊急時における生徒の登下校について

上記の1～3以外で、緊急事態が発生した場合や登下校が危険な場合(雷・竜巻・大雨など)は、学校メールで連絡するが、保護者の判断で登下校の見合わせや、生徒の引き取りをしてもよい。また、登校前、愛知県にJアラートの情報が発信され、ミサイルが日本領土・領海(内・外)に落下した場合は、自宅待機をする。以後の対応については、学校メールで連絡をする。